

感染症と治療期間について

お子さまの感染症については、幼稚園において他の園児に感染しないようにするため、一定期間の登園をご遠慮いただいております。家庭において、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いいたします。

学校保健安全法施行規則に基づき、医師に記入していただく、「**治癒証明書**」(様式 1)と医師の診断により保護者の方に記入していただく「**治癒報告書**」(様式 2)があります。下表をご確認の上、幼稚園に提出をお願いいたします。

【医師に記入していただく疾病 「治癒証明書」が必要となります】

百日咳	特有の咳が消失している、または抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	両耳下の腫れが発現して 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
風しん	すべての発疹が消えるまで(色素沈着を除く)
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失後、2 日経過するまで
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157 等)	
急性出血性結膜炎	
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	

【医師の診断により、保護者の方に記入していただく疾病 「治癒報告書」が必要となります】

インフルエンザ	発症した日を 0 日として、その後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した日 0 日として、その後 5 日を経過し。かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス他)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになっていること
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと